

北海道教育大学附属旭川中学校後援会「附中会」規約

第1章 名称

第1条 本会は、「附中会」と称し、事務所を北海道教育大学附属旭川中学校（旭川市春光4条2丁目1番1号）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、附属旭川中学校の教育活動充実の助成及び教育研究の後援を目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 附属中学校の諸行事等における支援活動
- (2) 会の目的を達成するための募金等の活動

第4章 会員

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する生徒の保護者等によって組織する。

第5章 役員

第5条 本会は、次の役員をおき、任期は1年とする。ただし、再選はさまたげない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 運営委員長 1名（副会長が兼務する）
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 会計委員 2名
- (6) 監査委員 2名
- (7) 顧問 若干名

第6条 会長、副会長は、総会において選任され、運営委員長、運営委員、会計委員、監査委員並びに顧問は会員の中より会長がこれを委嘱する。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 運営委員長は、会長の指示を受け事務を処理する。
- (4) 運営委員は、運営委員会の議決に基づき事務に従事する。
- (5) 会計委員は、会計の事務を執る。
- (6) 監査委員は、会計の監査をする。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第6章 運営委員会

第8条 本会に運営委員会をおき、本会の運営に当たる。

第9条 運営委員会は役員をもって構成し、会長がこれを召集し、運営委員長が統括する。

第7章 総会

第10条 本会の総会は毎年1回会長が召集するほか、会長が必要と認めたときこれを召集する。

第8章 会計・会費及び寄付

第11条 本会の運営に必要な経費は、会費をもってあてる。

第12条 会員は、会費を納入するものとする。

第13条 本会の目的に賛同された方による募金は、第2条の目的を達成する奨学寄付金として附属中学校に寄附をする。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 改正

第15条 この規約の改正は、運営委員会の発議に基づき、総会の議決によって決定する。

附 則

- 1 この規約は平成12年4月23日から施行する。
- 2 平成15年4月19日 一部改正
- 3 平成22年4月17日 一部改正
- 4 平成24年4月14日 一部改正